

仙台市太白区文化センターの指定管理者候補者の選定経過及び結果について

仙台市太白区文化センターについて、次のとおり指定管理者の候補となる団体を選定しましたのでお知らせいたします。

1 施設概要及び指定期間

- (1) 施設名 仙台市太白区文化センター
(2) 所在地 仙台市太白区長町 5 丁目 3-2
(3) 指定予定期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

2 選定までの経過

| | |
|-----------------|------------------------------------|
| 令和 4 年 8 月 26 日 | 市民局選定委員会開催（募集方法、選定方式、仕様書及び申請書類を審議） |
| 令和 5 年 1 月 19 日 | 市民局選定委員会開催（書類審査及び面接審査、候補団体の選定を実施） |

3 市民局選定委員会の構成

委員数 計 4 名（内訳：民間委員 3 名、市職員委員 1 名）

4 指定管理者の候補者

- (1) 団体名 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
(2) 代表者名 理事長 板橋 秀樹
(3) 所在地 仙台市青葉区大町二丁目 12-1

5 選定理由

現在の指定管理者である公益財団法人仙台ひと・まち交流財団は、地域文化施設や生涯学習施設の管理運営等を通じて、地域文化活動やコミュニティ活動、生涯学習活動の支援等を行うために設立された団体です。太白区文化センターについては、市民センターを相互交流の場として一体的に運営しており、これまで蓄積してきた運営ノウハウと、地域と育んできた信頼関係をもとに、多くの自主事業を企画・実施し、地域文化の発展に貢献しています。

また、太白区文化センターは、管理業務の効率化という観点はもとより、文化センターと市民センターの利用窓口を一つとして効率的なサービスを提供できるよう建築されていることから、利用者はそれぞれの違いを意識せず一つの窓口で手続きを行うことができます。指定管理者が異なる場合は、その許可権限が異なることから窓口を分ける必要があり、利用者にとってはわかりづらく、利便性が損なわれることとなります。

上記より、施設の管理運営と団体の事業が密接不可分であること、及び施設の一体的管理が必要かつ効率的であることから、現在の指定管理者である公益財団法人仙台ひと・まち交流財団を公募によらず、太白区文化センターの次期指定管理者候補者として選定するものです。

選定にあたっては、書類審査及び面接を通じ、利用者の利便性向上のための併設施設と連動した施設案内への取組のほか、新型コロナウィルス感染症への対応も踏まえた施設運営等の提案を評価しました。また、地域の中心的な文化施設として、区内の学校やサークルに活動と交流の場を提供するミュージックフェスティバルの開催、地元商店街のイベントへの協力支援を評価しました。

6 その他

指定管理者候補者として選定された団体を指定管理者として指定する議案について、令和5年第1回定例会に提出する予定です。当該議案が議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

お問い合わせ先

市民局 市民活躍推進部 地域政策課 地域施設係

(電話番号：022-214-6130)